

食品衛生法に係る ポジティブリスト制度 (残留農薬)

長野県健康福祉部食品・生活衛生課
(令和8年2月)

農薬に対する規制

食品衛生法第13条の規定により、「食品・添加物等の規格基準」が定められている。

この規格基準告示において、農産物などの食品における農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の残留許容量（いわゆる「残留農薬基準」）が定められている。

➡ この残留農薬基準については、平成18年5月29日に **ポジティブリスト制度** が施行された

<参考> 「食品衛生法に係るポジティブリスト制度」については、令和2年6月1日から、合成樹脂製の器具・容器包装に対するポジティブリスト制度も施行されている。

食品衛生法と農薬

食品衛生法

食品の飲食に起因する衛生上の危害発生を防止するとともに、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的



不衛生食品の製造・販売の禁止
食品の規格等の設定、検査の実施
などを規定

この法律で「食品」とはすべての飲食物を指す
(医薬品等は除く)



市場に出回る農産物も「食品」に含まれる

ポジティブリスト制度とは

ネガティブリストとポジティブリストの違い

◇ ネガティブリスト

原則規制がない状態で、規制するものについてリスト化するもの。

残留基準があるもの

残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止。

残留基準がないもの

農薬等が残留していても原則販売禁止等の 規制はない。



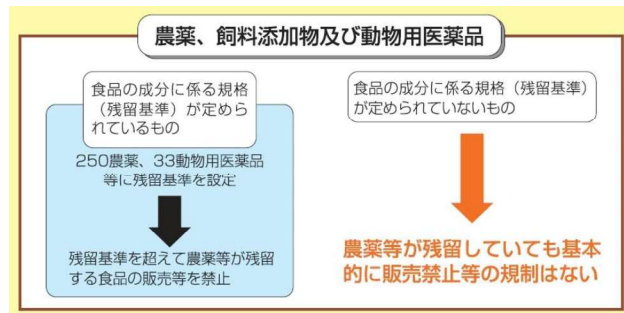
残留基準が定められていない農薬等を含む食品に対して、**規制が困難**という課題があった。

ポジティブリスト制度とは

ネガティブリストとポジティブリストの違い

◇ ネガティブリスト（ポジティブリスト制度施行前）

原則規制がない状態で、規制するものについてリスト化するもの。



パンフレット（食品に残留する農薬等に関する新しい制度（ポジティブリスト制度）について）より抜粋

➡ 残留基準が定められていない農薬等を含む食品に対して、**規制が困難**という課題があった。

5

◇ ポジティブリスト（平成18年5月29日施行）

原則規制された状態で、**使用を認めるものについてリスト化するもの**

残留基準があるもの

残留基準を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止。

残留基準がないもの

人の健康を損なうおそれのない量として**内閣総理大臣**が定める量（＝**一律基準0.01ppm**）を超えて農薬等が残留する食品の販売等を禁止。

（ポジティブリスト制度）対象外物質

農薬等として使用し、食品に残留した場合でも、人の健康を損なうおそれがないもの（例：亜鉛、アスコルビン酸など81物質）

6

ポジティブリスト制度への移行

- ポジティブリスト制度施行前から残留基準が**あった**もの。

➡ 引き続き、その値を残留基準値とした。

- ポジティブリスト制度施行前は残留基準が**なかった**もの。

- ・ **そのうち、国内外において他の基準があったもの。**

国際基準（コーデックス基準）、農薬取締法（登録保留基準）、外国における基準値などを参考として、新たに暫定的な基準値を定めた。

➡ なお、「暫定基準」と言っても、規制については、暫定でない基準（本基準）と差異はない。その後順次暫定基準は審議され、本基準に移行されている。

- ・ **そのうち、国内外に他の基準もなかったもの。**

➡ 個別の基準は設けずに、**一律基準（0.01ppm）**による規制とした。

7

一律基準 = 0.01ppm

- 一律基準が適用される場合

- ・ いずれの食品にも**残留基準値が設定されていない**農薬等が、食品に残留していた場合
- ・ 一部の食品には残留基準値が設定されている農薬等が、残留基準値が設定されていない区分の食品に残留していた場合

- 一律基準値をゼロとしなかった理由

残留基準値の定められていない農薬等の残留を一切認めない（いわゆるゼロ規制）とすると、**ヒトの健康を損なうおそれのない微量の農薬等の残留が認められたことをもって、違反食品となる**など、不必要に食品等の流通が妨げられることが想定されたため。

8

< ネガティブリスト >

残留基準値の設定が無い農薬、リストに無い農薬（海外使用農薬、無登録農薬など）の残留は規制ができません・・・

例：ある農薬Aの残留基準（ppm）

キャベツ	0.5
トマト	1
レタス	基準値無し
にんじん	基準値無し

基準値が無いレタスやにんじんは農薬Aが**どれだけ残留**しても規制対象にならなかった

< ポジティブリスト >

残留する可能性のある農薬について、**対象とする全ての食品ごと**に基準値を設定し、リスト化。

残留基準値設定が無いもの、およびリストに無い農薬も**一律基準により、規制対象！**

例：ある農薬Aの残留基準（ppm）

キャベツ	0.5
トマト	1
レタス	基準値無し ⇒ (0.01)
にんじん	基準値無し ⇒ (0.01)

一律基準値（0.01ppm）を超えて検出されると規制対象となる

< 一律基準の落とし穴 >

個別に残留基準が設定されている農薬等は、一律基準に関わらずその基準に従う。

中には、一律基準より低く残留基準が設定されているものがあるので注意。

例）米（玄米）に対するテルブホス（殺虫剤）
残留基準は0.005ppm（<0.01ppm）

農薬等を使用する際は、必ず**その食品**に対する

農薬等の残留基準値を確認すること

ここで確認！！「ppm」とは①？

- ① 「ppm」は「%（パーセント）」と同じ種類の単位
- ppmとは、濃度や割合を示す単位で、100万分の1（百万分率）を表している。（「%」は100分の1（百分率））
 - 1 ppmの農薬が検出されたということは、1kgの農産物中に1mgの農薬が含まれているということを意味している。（1kg = 1000g = 100万mgなので、**1 ppm = 1 mg/kg**。）
 - **比率や割合を示す**ものなので、**分子と分母が同じ単位**であることが理想。
 - 一律基準の0.01ppmとは、農畜産物など食品1kgに、農薬が0.01mg残留していることを表している。

ここで確認！！「ppm」とは②？

- ② 「ppm」=「mg/kg」。ならば「mg/L」も同じ？？
- 「mg/L」は、体積当たりの質量（重さ）。
 - 比較する単位の種類が異なっているので、「ppm」で表現することは、適切ではない。
 - ただし、比重がほぼ1の物質（水等）は、1L ÷ 1kgなので、慣用的に1 mg/L = 1 ppmとすることがある。
 - しかし、比重が1でない場合（溶液1Lの重さが1kgではない）には、「ppm」が質量当たりの量なのか、体積当たりの量なのか、はっきりしない場合がある。
（例：100%エタノールの比重：0.79351など）

単位の混同に注意してください！

「食品、添加物等の規格基準」～様々な食品の規格基準を規定～
(昭和34年12月28日厚生省告示第370号)

第1 食品

A 食品一般の成分規格

- 1 食品中の抗生物質、放射性物質など
2、3 組換えDNA技術 (4 削除)

5~11 農薬等

12 セシウム

- B 食品一般の製造、加工及び調理基準
C 食品一般の保存基準
D 各条

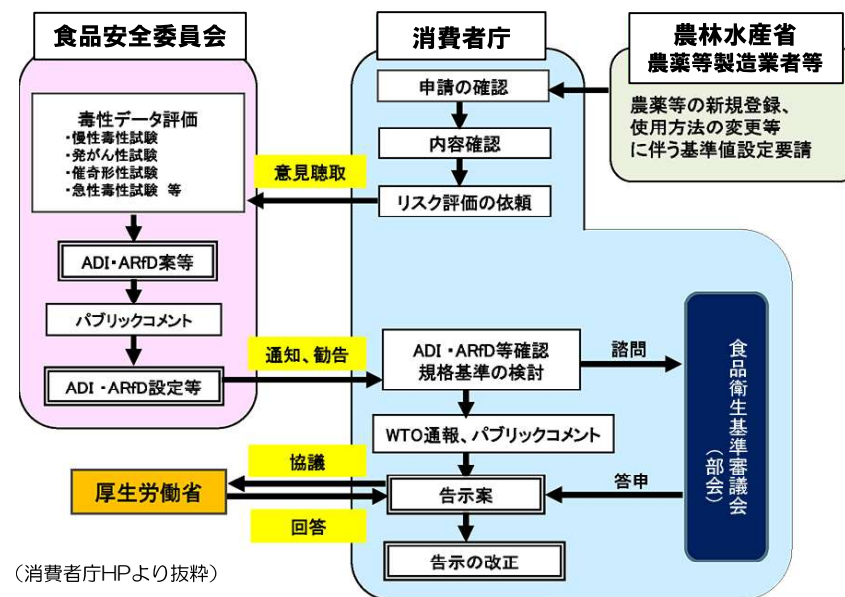
第2 添加物

第3 器具及び容器包装

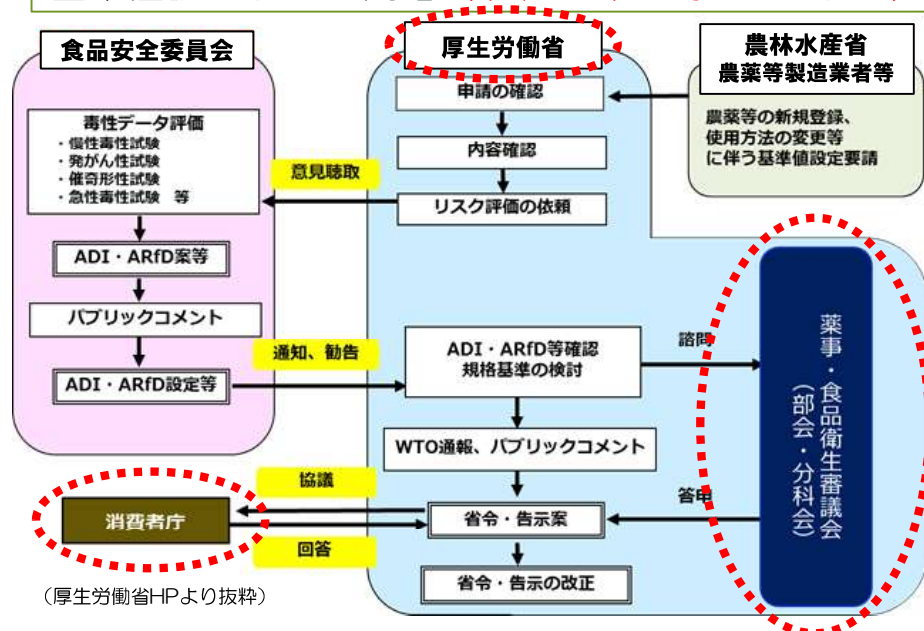
第4 おもちや

第5 洗淨劑

基準値設定までの概略（令和6年4月1日より）



基準値設定までの概略（令和6年3月31日まで）



食品衛生基準行政に関する事務の移管について

令和6年4月1日より、厚生労働省健康・生活衛生局食品基準審査課が行っていた食品衛生基準行政に関する事務を、消費者庁に移管されました。

よって、既存の通知等も含め、食品衛生基準行政に関する通知等は、

- 「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」
- 「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」

に改正となりました。

(食品衛生監視行政は、令和6年度以降も厚生労働省)

残留農薬の基準値設定等も消費者庁が行います

ADI、ARfDについて

○ 許容一日摂取量（Acceptable Daily Intake：ADI）

- ・ 毎日一生涯にわたって摂取し続けても健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量（無毒性量の百分の一の値）

【ADI=mg/kg体重/day（mg=許容量、kg体重=体重1kgあたり、day=1日につき）】

○ 急性参照用量（Acute Reference Dose：ARfD）

- ・ 24時間又はそれより短時間の間に摂取しても健康への悪影響がないと推定される量（無毒性量の百分の一の値）

【ARfD=mg/kg体重（mg=許容量、kg体重=体重1kgあたり）】



ADI、ARfDは、動物を用いた毒性試験結果等の科学的根拠に基づき、食品安全委員会が食品健康影響評価（リスク評価）を行い設定している。

これを受けて、消費者庁において、食品衛生基準審議会での審議を経て、残留基準値を設定している。

17

実際に計算：残留農薬とADI、ARfD

○ 農薬オキサゾスルフィルのADI、ARfD

ADI：0.05mg/kg体重/day、ARfD：0.25mg/kg体重

Q) オキサゾスルフィルの米(玄米)の残留基準値は0.01ppm。
体重50kgの人がADI、ARfDを超えるオキサゾスルフィルを摂取するのに最低限必要なお米(玄米)の量は？（ppm=mg/kg）

【ADI】

$0.01\text{mg/kg} \times \text{お米(kg/day)} \times 1/50\text{kg体重} = 0.05\text{mg/kg体重/day}$
お米(kg) = $0.05 \times 50 \div 0.01 = 250\text{kg}$

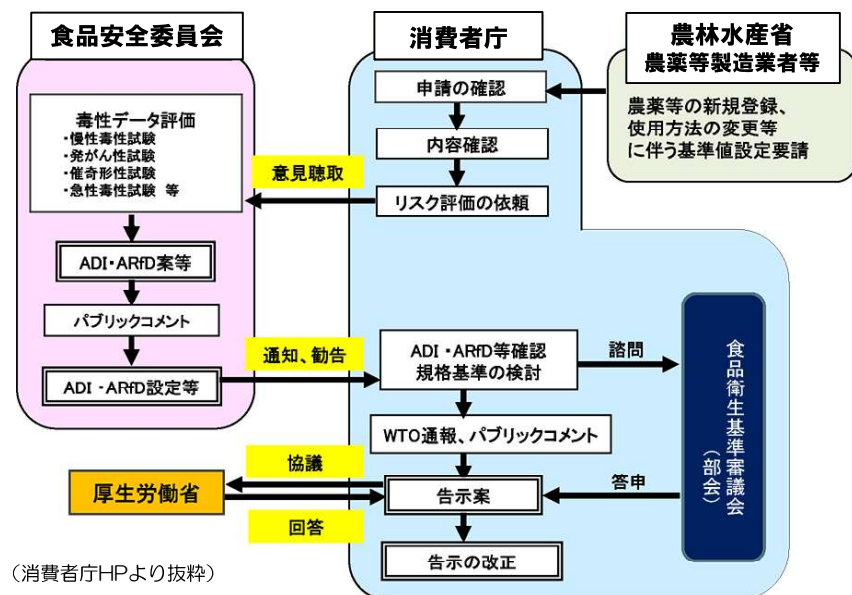
【ARfD】

$0.01\text{mg/kg} \times \text{お米(kg)} \times 1/50\text{kg体重} = 0.25\text{mg/kg体重}$
お米(kg) = $0.25 \times 50 \div 0.01 = 1.250\text{kg}$

残留農薬等の基準値は、ヒトに影響を与えない量が科学的に設定されている

18

基準値設定までの概略（令和6年4月1日より）



19

暫定基準と本基準について

食品、添加物等の規格基準（昭和34年12月28日厚生省告示第370号）、「第1 食品—A 食品一般の成分規格」の6、7、9において、農薬等の個別の残留基準値が表で示されている。

6・・・本基準 7・・・暫定基準
9・・・加工食品に係る暫定基準

と、整理されている。

食品衛生小六法「6（1）食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度」の表を一部抜粋

第1欄	第2欄	第3欄
BHC (α -BHC、 β -BHC、 γ -BHC 及び δ -BHCの総和をいう)	米(玄米をいう。以下同じ。)	0.2ppm
	小麦	0.2ppm
	とうもろこし	0.2ppm
	そば	0.2ppm
	大豆	0.2ppm

20

農薬等の個別の残留基準値に関しては、公益財団法人日本食品化学研究振興財団（<https://db.ffcr.or.jp/>）の検索システムで最新情報を確認できます。

残留農薬基準値検索システム

公益財団法人 日本食品化学研究振興財団

English

残留農薬 > 農薬等から探す > 農薬等の基準値

農薬等の基準値

検索方法を変更する

< 品目を「英語」で探す

品目名: **BHC**

英名: BHC

留意点: α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの総和をいい、α-BHC、β-BHC又はγ-BHCが検出された場合には、γ-BHCの検出の有無に関わらず、BHCの規格基準を適用すること。



エクセル出力

表示項目

食品分類名	基準値(ppm)	設定根拠	留意点	基準値(ppm) (適用期限)
米(玄米)	0.2	Ag2006		
小麦	0.2	Ag2006		
とうもろこし	0.2	Ag2006		
そば	0.2	Ag2006		
大豆	0.2	Ag2006		
小豆類	0.2	Ag2006		

21

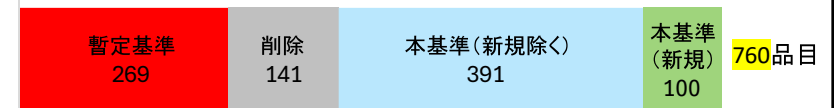
ポジティブリスト施行後の農薬等の残留基準の見直し状況

残留基準
設定品目
↓
801品目

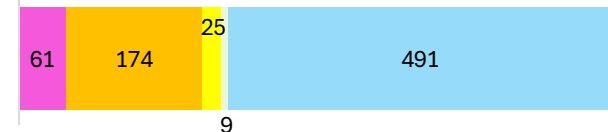
平成18年5月
20日時点



令和2年12月
15日時点



暫定基準の
見直し状況



- 暫定基準
- 本基準(新規)
- 部会未審議
- 削除
- 食安委に未諮問
- 部会終了
- 本基準(新規除く)
- 食安委評価中
- 見直し済

※1平成18年5月29日時点の暫定基準は、現在の品目数と合わせて集計した。なお、暫定基準の見直しの結果「ニトロフラン類」は「ニトロフラン」、 「ニトロフランチン」、 「フラゾリドン」及び「フララタドン」の4品目に分割し、「アルジカルブ」及び「アルドキシカルブ」は「アルジカルブ及びアルドキシカルブ」に統合した。

※2『本基準数(新規除く)』は、ポジティブリスト制度導入後の新規規程の本基準を除く。

※3『部会終了』には、一度部会で審議して、部会で再審議を予定している剤を含む。

※4『見直し済』は、暫定基準見直しの告示済みのも及び暫定基準見直しの結果、不検出基準を維持したものを含む。(消費者庁HPより作成)

22

残留基準値の改正について

○ 令和6年9月18日付け消食基第195号

農薬イソピラザム、農薬及び動物用医薬品テフルベンズロン、飼料添加物3-ニトロオキシプロパノール、動物用医薬品フェノキシエタノール、農薬フルオキサストロビン、農薬プロチオホス、農薬フロニカミド、農薬及び動物用医薬品プロフラニリド、農薬ヘキサコナゾール、農薬ベンチアバリカルブイソプロピル、農薬ポリオキシシンD亜鉛塩、農薬メタフルミゾンの12品目について改正

残留基準値の改正内容

- ① 第6項(本基準)の変更
- ② 第7項(暫定基準)を削除し、第6項に新設
- ③ 第7項及び第9項を削除し、第6項に新設

23

農薬プロチオホス(殺虫剤)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
大豆	0.03	0.05
小豆類	0.03	0.03
ちんねい	0.02	0.02
ばれいしよ	0.02	0.02
かんしよ	0.05	0.05
てんさい	0.5	0.5
きとうきび	0.05	0.05
キャベツ	0.03	0.03
ごぼう	0.08	0.1
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	2	2
にんにく	0.1	0.03
にら	2	0.2
わけぎ	2	2
その他のゆり科野菜	2	0.2
にんじん	0.2	2
みかん(外果皮を含む。)	3	2
日本なし	0.1	0.2
西洋なし	0.1	0.2
いちご	0.3	0.3
ぶどう	0.8	1
かき	0.2	0.2
くり	0.01	0.01
茶	5	5
その他のスパイス	15	10
その他のハーブ	2	2
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01

令和6年9月18日付け消食基第195号通知
一部抜粋

農薬プロチオホス(殺虫剤)(続き)

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
はちみつ	0.05	0.05

※ 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

② 一律基準0.01ppm(空白部分)から本基準に改正。

24

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他のなす科野菜	○ 0.2	
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
もも	● 0.1	
もも（果皮及び種子を含む。）	● 0.7	
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アブリコットを含む。）	0.2	0.2
すもも（プルーンを含む。）	0.3	0.3
おうとう（チェリーを含む。）	0.5	0.5
かき	0.3	0.3
その他の果実	0.2	0.2
はちみつ	○ 0.05	

限定部位としていた
基準が削除となり、
まとまった食品

- * 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- * 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

25

ポジティブリスト制度による規制 (具体的に考えてみましょう)

ポジティブリスト制度				
農薬	残留基準値	検出	導入前	
			導入前	導入後
農薬A	0.02ppm	0.03ppm	違反（基準超過）	
農薬B	0.3ppm	0.2ppm	適法（基準内）	
農薬C	設定なし	0.03ppm	適法（基準無し）	
農薬D	設定なし	0.008ppm	適法（基準無し）	

それぞれ、ポジティブリスト制度導入後は、
違反でしょうか、違反ではないのでしょうか？

26

ポジティブリスト制度による規制 (具体的に考えてみましょう)

ポジティブリスト制度				
農薬	残留基準値	検出	導入前	
			導入前	導入後
農薬A	0.02ppm	0.03ppm	違反（基準超過）	違反（基準超過）
農薬B	0.3ppm	0.2ppm	適法（基準内）	適法（基準内）
農薬C	設定なし	0.4ppm	適法（基準無し）	違反（一律基準超過）
農薬D	設定なし	0.008ppm	適法（基準無し）	適法（一律基準内）

ポジティブリスト制度導入後、個別の残留基準値が
規定されていないものは、一律基準(0.01ppm)が適用される

27

残留基準値を調べる際は、以下のホームページが便利です

- 公益財団法人 日本食品化学研究振興財団
<https://db.ffcr.or.jp/>

消費者庁や長野県のホームページも、参考にご覧ください

- 消費者庁「食品中の残留農薬等」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues
- 長野県「食品衛生のホームページ」
<https://www.pref.nagano.lg.jp/shokusei/kenko/shokuhin/shokuhin/shokuhin/index.html>

28

食品衛生監視指導計画

食品衛生法第22条に基づき、食品の安全性を確保するために、県が行う食品衛生に関する監視又は指導の計画を、県は毎年度策定している。



県では、この計画に基づいて、食品営業施設への立入検査や、流通食品の検査を行っている

令和7年度は1,183件の食品検査を計画し、実施している

農産物の残留農薬に関する検査に限ると、令和7年度は、県内産、輸入合わせて82件の検査を計画し、実施している。

最後に…

残留農薬等の基準値は、ヒトに影響を与えない量が科学的に設定されている



農薬の不適切な使用

・使用方法を遵守していない ・ドリフト等してしまった



食品等の規格基準違反（農薬の残留基準値超過）



行政措置（処分）や自主回収

大きな影響を及ぼしてしまう可能性がある
あるので、基準を逸脱することがないように、
農薬の取扱いには十分に注意してください

関係法令 (毒物及び劇物取締法)

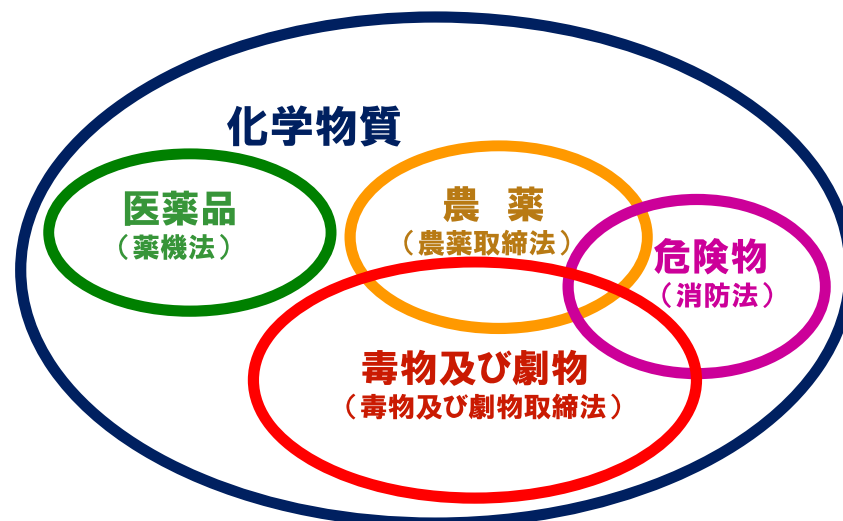
長野県 健康福祉部 薬事管理課

本日の内容

- 1 毒物及び劇物取締法について
- 2 毒物劇物の事故について
- 3 長野県の毒物劇物安全対策事業

1. 毒物及び劇物取締法 について

毒物劇物とは？



農薬と毒物劇物

農薬
(農薬取締法)

毒物及び劇物
(毒物及び
劇物取締法)

登録数 約300種類

↓
[パラコート、ジクワット(除草剤)
クロルピクリン、有機リン系薬剤(殺虫剤)
ダイファシノン(殺鼠剤) etc...

しあわせ信州

法の目的(第1条)

この法律は、毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする(法第1条)。



- 毒物劇物の指定
 - 毒物劇物の流通に関する規制
 - 毒物劇物の使用に関する規制
- etc...

しあわせ信州

毒物劇物の定義(第2条)

- ① **毒物**
毒物及び劇物取締法別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの。
- ② **劇物**
毒物及び劇物取締法別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のもの。
- ③ **特定毒物**
毒物であって、毒物及び劇物取締法別表第三に掲げるもの。

しあわせ信州

毒物劇物の定義(第2条)

- 法律で、「毒物」、「劇物」、「特定毒物」をそれぞれ定義している。



生体に与える影響の大きさ
⇒ 特定毒物 > 毒物 > 劇物

毒物:経口 LD₅₀ 50mg/kg以下
劇物:経口 LD₅₀ 50mg/kgを越え300mg/kg以下

- 医薬品及び医薬部外品に当たるものは除外される。
⇒これらは、医薬品・医療機器等法上の「毒薬」、「劇薬」として規制される。

しあわせ信州

毒物劇物の指定

8

原体と製剤

○ 原体

原則として化学的純品（純度に影響のない程度の着色したものを含む）を指す。

○ 製剤

毒物又は劇物の効果的利用を図るため、希釈、混合等一定の加工を施したものを指す。

毒物劇物の指定

9

原体と製剤の例

毒物及び劇物は、法第2条と指定令で定められている。

類別	化学名
法第2条 別表第2 54	水酸化ナトリウム →（原体）
指定令第2条 68	水酸化ナトリウムを含有する製剤。 ただし、水酸化ナトリウム5%以下を 含有するものを除く。 →（製剤）
指定令第2条 32	有機シアン化合物及びこれを含有す る製剤 →（原体＋製剤）

毒物劇物の指定

10

バッテリーは劇物に該当するか？

○ バッテリー液（硫酸製剤）の状態で輸入し、国内で
バッテリーとして組み立てる場合

→ 毒物劇物輸入業の登録が必要。

○ 既に製品化されているバッテリーの状態で輸入
する場合

→ 「製品」であり、劇物には該当しないため、
輸入業の登録は不要。

禁止規定（第3条）

11

毒物劇物に関する禁止規定

- ・ 製造業の登録を受けなければ、製造をしては
ならない。
- ・ 輸入業の登録を受けなければ、輸入をしては
ならない。
- ・ 販売業の登録を受けなければ、販売や授与
等をしてはならない。

禁止規定(第3条の2)

12

特定毒物に関する禁止規定

- ・ 製造業者又は特定毒物研究者でなければ、製造をしてはならない。
- ・ 輸入業者又は特定毒物研究者でなければ、輸入をしてはならない。
- ・ 特定毒物研究者又は特定毒物使用者でなければ、使用してはならない。

禁止規定(第3条の3)

13

興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物（これらを含む。）であつて政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。

※ 施行令第32条の2
トルエン、酢酸エチル・トルエン又はメタノールを含むシンナー 等

禁止規定(第3条の4)

14

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

※ 施行令第32条の3
亜塩素酸ナトリウム、ナトリウム、ピクリン酸 等

営業の登録(第4条)

15

① 毒物劇物を製造又は輸入する者

⇒ 試薬メーカー、工業用の製剤製造業者等製造所ごとに製造業又は輸入業の登録を受けることが必要。

営業の登録(第4条)

16

② 毒物劇物を販売する者

⇒ 薬局、農薬販売店等

店舗や事業所ごとに販売業の登録を受けることが必要。



販売業の登録の種類(第4条の2)

- 一般販売業: 全ての毒劇物
- 農業用品目販売業: 農業用品目のみ
- 特定品目販売業: 特定品目のみ

販売品目の制限(第4条の3)

17

○農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であって厚生労働省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

※施行規則別表第1に掲げる毒物又は劇物

○特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生労働省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

※施行規則別表第2に掲げる劇物

毒物劇物取扱責任者(第7条)

18

第七条 毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、専任の毒物劇物取扱責任者を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければならない。

3 毒物劇物営業者は、毒物劇物取扱責任者を置いたときは、三十日以内に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事にその毒物劇物取扱責任者の氏名を届け出なければならない。毒物劇物取扱責任者を変更したときも、同様とする。

毒物劇物取扱責任者(第7条)

19

毒物劇物を製造、輸入、販売するためには、専任の毒物劇物取扱責任者を設置しなければならない。



毒物劇物を取り扱う上での安全確保について責任を持つ者として、次の事項を総括的に管理・監督する必要がある。

- 貯蔵場所、在庫量、運搬用具等の管理
 - 容器、被包、貯蔵場所の表示の点検
 - 取扱いの状況の点検
 - 譲渡・交付手続きの点検
 - 運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検
 - 事故時の措置
- etc...

毒物劇物取扱責任者の資格(第8条)

次の各号に掲げる者でなければ、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- ① 薬剤師
- ② 大学等で応用化学に関する学課を修了した者
- ③ 都道府県が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者

毒物劇物取扱責任者の資格

大学等で応用化学に関する学課を修了した者

- (1) 大学等
 - ・農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等（薬学部、理学部、理工学部、教育学部、工学部も規定あり）
 - ・化学に関する授業科目の単位数が必須科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科・・・卒業証明書等で確認
- (2) 高等専門学校
 - ・工業化学科又はこれに代わる応用科学に関する学課を修了
- (3) 専門課程を置く専修学校
 - ・25単位以上の化学に関する科目を修得していること
- (4) 高等学校
 - ・25単位以上の化学に関する科目を修得していること
- (5) 大学院
 - ・(1)大学等の基準を準用する。なお、大学と大学院の単位数は合算可能

※単位は卒業証明書、単位取得証明書等で確認

毒物劇物取扱責任者の資格(第8条)

2 次に掲げる者は、前条の毒物劇物取扱責任者となることができない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 心身の障害により毒物劇物取扱責任者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 四 毒物若しくは劇物又は薬事に関する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

変更等の届出(第10条)

第十条 毒物劇物営業者は、**左の各号のいずれかに該当する場合には、三十日以内**に、その製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、その旨を**届け出なければならない**。

- 一 氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）を変更したとき。
- 二 毒物又は劇物を製造し、貯蔵し、又は運搬する**設備の重要な部分を変更したとき**。
- 三 その他厚生労働省令で定める事項を変更したとき。

※営業所や店舗の名称、登録に係る品目

- 四 当該製造所、営業所又は店舗における**営業を廃止したとき**。

毒物劇物の取扱(第11条)

第十一条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が**盗難にあい、又は紛失することを防ぐ**のに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に**飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐ**のに必要な措置を講じなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を**運搬する場合**には、これらの物が**飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐ**のに必要な措置を講じなければならない。

毒物劇物の取扱(第11条)

○盗難・紛失・漏えい・流出の防止の措置が必要。



- ・専用の保管庫を使い、他のものと区別する。
- ・保管場所は、頑丈なもので施錠する。
- ・受払い簿を作成し、日常的に数量管理をする。
- ・地震対策として保管庫の転倒防止対策を取る。

毒物劇物の取扱(第11条)

第十一条

4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、**飲食物の容器**として通常使用される物を使用してはならない。

○誤って飲用等されないようにしなければならない。



飲食物の容器(ペットボトル等)は不可

毒物劇物の表示及び容器(第11,12条)

表示

○ 毒物の場合

⇒「医薬用外」の文字と赤地に白色で「毒物」の文字



医薬用外毒物

○ 劇物の場合

⇒「医薬用外」の文字と白地に赤色で「劇物」の文字



医薬用外劇物

容器

誤って飲用等されないように毒物劇物であることが分かる容器を使用しなければならない。



飲食物の容器(ペットボトル等)は不適



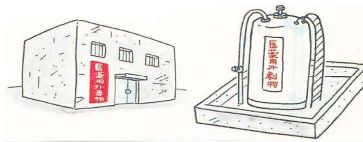
毒物劇物の表示(第12条)

第十二条

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、**毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に**、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

保管場所への表示

保管場所には、「医薬用外毒物」・「医薬用外劇物」の表示をする。



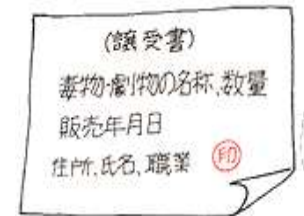
譲渡手続き(第14条)

- ・毒物劇物営業者同士の毒物劇物の販売又は授与に際しては、必要事項を書面に記載する必要がある。
- ・毒物劇物営業者以外の者に販売又は授与する場合には、必要事項を記載し、譲受人が**押印又は署名した書面の提出**を受けなければならない。

★ この書面は、販売業者が**5年間**保管する必要あり。

必要事項

- ・ 毒物劇物の名称及び数量
- ・ 販売又は授与の年月日
- ・ 譲受者の氏名・職業・住所



毒物劇物の交付の制限(第15条)

交付制限のある者

- ・ 18歳未満の者
- ・ 精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ・ 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

毒物劇物の交付の制限(第15条)

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物（塩素酸ナトリウム、ナトリウム、ピクリン酸等）は、交付時に、交付を受ける者の氏名及び住所を

身分証明書、運転免許証、保険証等で確認しなければならない。

毒物劇物の廃棄方法(第15条の2)

32

第十五条の二 毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

廃棄方法の技術上の基準に従って廃棄する。



中和・加水分解・酸化・還元・希釈等により毒物劇物に該当しないものにしてから廃棄する。 etc...

水質汚濁防止法、廃掃法等にも適合する必要があるため、基本的には県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。



しあわせ信州

毒物劇物の廃棄方法(第15条の2)

33

○ 自分で処理する場合

中和・加水分解・酸化・還元・希釈等により毒物劇物に該当しないものにしてから廃棄する。

○ 自分で処理できない場合

県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託する。



しあわせ信州

事故や事件の際の措置(第17条)

34

○ 盗難、紛失の場合

⇒ただちに警察署に届け出る。

○ 飛散・漏洩・流出等の場合

⇒ただちに保健所、警察署又は消防機関に届け出る。

“いざ”というときのために

- ・ 通報体制を整備しておく
- ・ 被害を食い止めるために取るべき措置を確認しておく



しあわせ信州

立入検査(第18条)

35

第十八条

都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第十一条第二項に規定する政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

2 前二項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

※法第22条により業務上取扱者について準用する。

しあわせ信州

業務上取扱者(第22条)

○ 毒物劇物を業務上取り扱う者

⇒ 業務上取り扱う全ての者
(薬品工場、病院、研究所、クリーニング所、農家等)

事業の内容や取り扱う品目によって、届出が必要な場合もある(シアン化合物を使ったメッキ・熱処理業等)。



届出が必要でない場合も、業務上取り扱う場合は、法の適用範囲となる。

業務上取扱者の準用

第二十二条

5 第十一条、第十二条第一項及び第三項、第十七条並びに第十八条までの規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第一項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。

【届出のいらない業務上取扱者に準用】

第十一条: 盗難防止措置

第十二条第一項及び第三項: 表示

第十七条: 事故の際の措置

第十八条: 立入検査

毒物劇物に関する情報の提供

毒物劇物営業者が毒物劇物を販売するときは、譲受人に対して、その毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。



(M)SDS((Material) Safety Data Sheet)

(化学物質)安全(性)データシートの中で、化学物質を安全に取り扱うために必要な情報を記載したもの。事故の際の応急措置、物理的及び化学的性質、毒性に関する情報等が記載されている。

毒物劇物に関する情報の提供

製品安全データシート	
硫酸	
作成日 2002年11月 29日 改定日 2006年 9月15日	
1. 化学物質等及び会社情報	
化学物質等の名称:	硫酸
製品コード:	〇〇〇
会社名:	〇〇〇〇株式会社
住所:	東京都△△区△△町△△丁△△番地
電話番号:	03-1234-5678
緊急時の電話番号:	03-1234-5678
FAX番号:	03-1234-5678
メールアドレス:	
推奨用途及び使用上の制限:	硫酸は化学工業の基礎原料で、特に肥料工業、繊維、無機薬品工業をはじめ金属製錬、製鋼、紡織、製紙、食品工業など広範囲に使用される。化粧品原料(清浄用化粧品)
2. 危険有害性の要約	
GHS分類	
物理化学的危険性	火災類 可燃性-引火性ガス 分類対象外 可燃性-引火性エアゾール 分類対象外 安定性-酸化性ガス 分類対象外
5. 火災時の措置	
特有の危険有害性:	この製品自体は、燃焼しない。 周辺火災に応じて適切な消火剤を用いる。 加熱により容器が膨張するおそれがある。 火災によって刺激性、腐食性又は毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法:	危険でなければ火災区域から容器を移動する。 消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。 周辺火災の場合、移動可能な容器は速やかに安全な場所に移動する。
消火を行う者の保護:	消火作業の際は、適切な呼吸器、化学防護衣を着用する。
6. 漏出時の措置	
人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:	作業者は適切な保護具(「B」(露防止及び保護措置)の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 関係者以外への立ち入りを禁止する。 作業者は適切な保護具(「B」(露防止及び保護措置)の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。 適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはならない。 風上に留まる。 低地から離れる。 河川等に排出され、環境へ影響を及ぼさないように注意する。 環境中に放出してはならない。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
環境に対する注意事項:	
回収、中和:	
封じ込め及び浄化の方法・備材:	危険でなければ漏れを止める。 すべての発火源を速やかに排除(近隣の喫煙、火花や火災の禁止)。
二次災害の防止策:	

毒物劇物に関する情報の提供

イエローカード

化学物質の有害性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先などを記載したカード。

危険有害物質等を輸送する際に、製造業者等が作成し、運送人に交付することにより、事故時の措置等の周知徹底を図り、化学物質の総合的な物流安全を図ろうとするもの。

毒物劇物に関する情報の提供

[illegible]

令和6年度 毒物劇物監視結果

事 項 業 種		対象施設数	立入検査数	違反施設数	違 反 内 容											
					登録・届出	貯蔵設備	取扱	運搬	廃棄	表示	譲渡交付	事故	情報提供	取扱責任者	計	
製造業		22	18	3						2	1					3
輸入業		9	6	1						1						1
販売業者	一般	1,161	528	53	1	3	24	1		7	24				1	61
	農業用品目	133	71	8	1		2			2	4				1	10
	特定品目	21	5	1			1									1
	特定毒物使用者	16	1													
特定毒物研究者		45	3													
業務上取扱者	メッキ業者	67	23	6			1			4					2	7
	金属熱処理業者	3														
	運送業者	2														
	しろあり防除業															
	その他		236	44	3		30			22						55
計		1,479	891	116	5	3	58	1		38	29				4	138

令和 6 年度毒物劇物監視の主な指摘事項

○ 取扱

- ・保管庫が常時施錠されていない。
- ・毒物劇物を保管庫外に置いていた。
- ・保管庫の鍵の管理体制が不明確である。
- ・毒物劇物とその他の物とを混在して保管している

○ 讓渡交付

- ・譲渡の際に受ける書面の不備
- ・書面が適正に保管されていない。(5年保存必須)

○ 表示

- ・所定の表示(「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」)がない。

2. 毒物劇物の事故 について

令和6年度毒物劇物関連の事故(全国)

盗難・紛失の事故 21件

内 訳: 毒物 5件、劇物 16件
被害状況: 死者1名

流出・漏えい等の事故 144件

内 訳: 毒物 7件、劇物 137件
被害状況: 死者1名、負傷者 63名
(重症・軽傷含む)

近年の毒物劇物関連の事故事例(県内)

● 水酸化ナトリウムの漏えい(R3.5)

【概要】

毒物劇物業務上取扱者(運送業)が、トラックで水酸化ナトリウム13,000Lを運搬中に、保管容器上部から一部(約50~100L)が道路上に流出した。

【被害状況】

一部が河川へつながる側溝へ流出したが、調査の結果、周辺環境への影響はなかった。
人的被害なし。

近年の毒物劇物関連の事故事例(県内)

● 農薬(クロルピクリン)の流出(R3.8)

【概要】

農家の納屋の解体作業後、回収業者が農薬(クロルピクリン)が入った缶を重機で掴んだ際に缶が破裂、内容物が流出した。

【被害状況】

作業員1名が飛散したクロルピクリンをあび、救急搬送された(軽傷)。一時侵入規制が行われ、周辺住民へは窓を開けないよう呼びかけられた。

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

48

● 農薬(クロルピクリン)の流出(R5.8)

【概要】

使い残して畑に置いていたクロルピクリン5L缶を草刈り機で誤って破損。中に残っていた内容物が流出した。

【被害状況】

その場で土壤に染み込み、一部は揮発して周囲に拡散した。
人的被害なし。

近年の毒物劇物関連の事故事例（県内）

49

● 塩酸の漏えい(R6.11)

【概要】

毒物劇物営業者が塩酸800Lを入れた容器を車両にて輸送中に容器が破損し、道路上及び付近施設敷地に塩酸約400Lが漏えいした。

【被害状況】

中和剤(消石灰)による処理を行ったほか、近隣水路への流出を防ぐため、土嚢によるせき止めを行った。
人的被害なし

全国の毒物劇物に該当する農薬の紛失・盗難事故事例

50

- ・ 農家が作業中に、農地の一角にある倉庫の施錠を怠ったため、農薬が盗まれた。
- ・ 販売業者の従業員が、車内に農薬と鞆を残したまま施錠をせずに1時間程度車から離れたところ、いずれも盗難にあった。
- ・ 棚卸時にシステム上の在庫数と実際の在庫数に相違があり、劇物の紛失が判明した。
- ・ 販売業者から配送されたことになっていた農薬が、購入者には届いていなかった。

全国の毒物劇物に該当する農薬の流出・漏えい事故事例

51

- ・ 農薬の適正な廃棄を怠り、河川等に不法投棄した。
- ・ 農薬タンクの排出口の締め忘れにより、農薬が生活排水路へ流出した。
- ・ 火災により倉庫内で保管していた農薬が流出した。
- ・ 農薬運搬中の交通事故により、積載していた農薬が流出した。

3. 長野県の毒物劇物 安全対策事業

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

<目的>

- ・自然災害や交通事故による毒物劇物漏えい事故により、不特定多数の者に保健衛生上の危害を生じるおそれが発生した場合のために、応急措置に必要な中和剤を確保する。

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

<備蓄品目と備蓄量(1ヶ所あたり)>

処理剤名	対象毒物劇物	基準量(kg)
消石灰	酸、塩素、クロルピクリン	4,000
ソーダ灰	硫酸銅、塩化亜鉛	3,500
苛性ソーダ	酸、シアン	4,000
(無水)重亜硫酸ソーダ	クロム酸、フッ酸	2,000
次亜塩素酸ソーダ	シアン、セレン化水素	4,000
硫酸	アルカリ	800

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物事故処理剤備蓄事業

<備蓄場所及び連絡先>

(令和6年4月1日現在)

名称	所在地	電話番号
鍋林(株) 松代配送センター	長野市松代町豊栄宮崎6331	026-278-7543
(株)ミライ化成 長野営業所	千曲市雨宮2473	026-274-7667
(株)アセラ 長野支店	千曲市雨宮540	026-272-1521
鍋林(株) あづみ野配送センター	北安曇郡松川村南神戸4363-32	0261-62-9950
(株)アセラ 松本支店	塩尻市広丘野村1808	0263-52-4141
(株)土田商店 諏訪化成成品センター	茅野市宮川7275-1	0266-73-2500
(株)ミライ化成 伊那営業所	上伊那郡南箕輪村9004-1	0265-76-7557

長野県の毒物劇物安全対策事業

農薬危害防止運動

全国一斉に実施(6月1日～8月31日)

農薬適正使用研修会

農薬販売者等への立入検査

各種広報活動

etc...

しあわせ  信州

長野県の毒物劇物安全対策事業

毒物劇物及び農薬危害防止運動

長野県独自に実施(11月16日～11月30日)

毒物劇物運搬車両の指導取締

毒物劇物事故対策研修会

農薬販売者等への立入検査

各種広報活動

etc...

しあわせ  信州

毒物・劇物について ご不明な点は…

<お問い合わせ窓口>

- 長野県健康福祉部薬事管理課
- 保健福祉事務所(県下10か所)
- 長野市保健所(管轄区域:長野市)
- 松本市保健所(管轄区域:松本市)

ご清聴ありがとうございました

しあわせ  信州